

平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成18年6月21日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成18年6月21日 午前10時05分開議

- 日程第1 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について
日程第2 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
日程第3 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
日程第4 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
日程第5 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について

追加日程

- 日程第6 議案第118号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
日程第7 議案第119号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第120号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第9 議案第121号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について
日程第2 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
日程第3 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
日程第4 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
日程第5 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について

追加日程

- 日程第6 議案第118号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
日程第7 議案第119号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第120号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第9 議案第121号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について

出席議員(25名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |
| 26番 後藤 憲次君 | |

欠席議員（1名）

- 20番 工藤 安雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 衛藤 重徳君 | 書記 衛藤 哲雄君 |
| 書記 吉野 貴俊君 | |

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 市長 | 首藤 奉文君 | 助役 | 森光 秀行君 |
| 教育長 | 清永 直孝君 | 総務部長 | 二ノ宮健治君 |
| 総務課長 | 秋吉 洋一君 | 行財政改革室長 | 相馬 尊重君 |
| 産業建設部長 | 篠田 安則君 | 農政課長 | 平野 直人君 |
| 建設課長 | 荻 孝良君 | 健康福祉事務所長 | 今井 干城君 |
| 環境商工観光部長 | 小野 明生君 | 商工観光課長 | 吉野 宗男君 |
| 挾間振興局長 | 後藤 巧君 | 庄内振興局長 | 大久保眞一君 |
| 湯布院振興局長 | 佐藤 純一君 | 教育次長 | 後藤 哲三君 |

日程第 2 . 議案第 7 3 号

日程第 3 . 議案第 7 4 号

日程第 4 . 議案第 7 5 号

日程第 5 . 議案第 8 0 号

議長（後藤 憲次君） 日程第 1、議案第 7 0 号由布市農業施設条例を廃止する条例についてから、日程第 5、議案第 8 0 号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正についてまでの 5 件を、一括議題とします。

付託いたしております諸議案について、関係常任委員長に、それぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 8 0 号の委員会審査結果を報告申し上げます。

議案第 8 0 号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由は、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例に、内徳野地区自治公民館を追加するための条例改正であります。審議の結果、可決すべきと決定いたしました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 報告前にお願いします。審査報告書の、事件番号議案第 7 2 号癩癩下の、下段の方です、これ間違っって挿入いたしました。削除をお願いしたいと思います。

それでは、観光経済常任委員会からの報告を行いたいと思います。

本委員会に付託された議案 7 0 号、7 3 号、7 4 号、7 5 号について、その審査の経過と結果について御報告をしたいと思います。

当委員会は、昨日、6 月 2 0 日、午前 1 0 時から、本庁舎の第 1 委員会室で委員会を、全員出席のもと、開催いたしました。午前中、これらの案件について審査し、午後、現地を視察いたしました。

結果については、またきょうも早朝から委員会開いて、検討したところであります。

それでは、御報告いたします。

事件番号議案第 7 0 号由布市農業施設条例を廃止する条例については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

この由布市農業施設条例には、由布市里の駅陣屋市場施設と由布市塚原農業研修所、由布市川

西農村健康高齢センター、それに、由布市下湯平地域特産物加工施設の、4施設がありました。今回、由布市の塚原農業研修所を除く3施設については、それぞれ指定管理者の管理を可能とする施設条例がつくられます。

なお、塚原農業研修所については、普通財産として、近日中に塚原の難戸地区住民に払い下げる予定であります。

事件番号議案第73号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

これは、由布市農業施設条例にあった由布市里の駅陣屋市場施設を、議案70号で廃止し、同時に指定管理者の管理を可能とするこの条例をつくるわけであります。

事件番号議案第74号由布市川西農村健康交流センター条例の制定について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

これも、農業施設条例にあった由布市川西農村健康交流センターを、70号で廃止し、この指定管理者の管理を可能とする条例をつくったわけであります。

事件番号議案第75号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

これも、由布市農業施設条例にあった下湯平地域特産物加工施設を、70号で廃止し、この指定管理者の管理を可能にする条例をつくるものであります。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、日程第1、議案第70号由布市農業施設条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。（「議長、委員長報告に対する質疑はないんですか」「委員長報告に対する質疑のこと」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 濟いません。ちょっと質疑に入る前に、先ほどの差しかえの資料のですね、里の駅陣屋市場施設条例の制定についての、利用許可の取り消し等第8条のですね、これが7項までしかないんですけど、前のを見ますと、8項まであって、多分、この第3項と第4項がですね、合体したような形になってるんですが、これは記載漏れなのか、あえてこの部分だけを取りまとめたのか、ちょっと教えてください。癩癩もう一回説明しましょうか。おわかりになりますか。

議長（後藤 憲次君） 休憩、休憩します。（「8条、それが」と呼ぶ者あり）

議員（2番 高橋 義孝君） 第8条が、これだけ7項までしかないんですね。だから、多分、

第8条第3項、「利用者の利用が公の秩序を乱し、または、善良な風俗を害するおそれがあるとき」、その次に今度、(4)として、「当該施設等に損害を与えるおそれがあるとき」と、前条例(案)もそうってますし、ほかの条例(案)もそうなっているんですが、単に、これは抜けたのか、合体させたのか、その辺を教えてください。(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) 再開します。

産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 産業建設部長です。

高橋議員の御指摘のとおり、第73号議案由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定についての第8条の3項がですね、「利用者の利用が公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき」というところで切るべきところを、そして、ここに(4)が入るべきものです。訂正のときに、ここがまた間違いを起こしたということで、大変申しわけありません。

この条例につきましては、また訂正して皆さん方にお配りいたしますので、おわびしたいと思います。(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) もう、それでいい。もっとはっきりした方がいい。

産業建設部長(篠田 安則君) 4を入れてですね、4以降を繰り上げて8まで、今までどおりということで、この分について。

議長(後藤 憲次君) この分、5が4になるの。

産業建設部長(篠田 安則君) はい。4が5、5が6、6は7、7が8ということ、そういうことで、後で訂正して、またお配りいたしたいと思いますので、御了解お願いいたします。

議員(1番 小林華弥子君) 今、口頭で訂正した上で、その場で議決をしないと、今、これ採決するんですね。直した文書を後で配っていただいても構いませんけれども、今、口頭で「訂正をします」と言っていたかないと、採決できないと思うんですけど。

産業建設部長(篠田 安則君) わかりました。

以上のように訂正をいたしますので、お願いいたします。

議長(後藤 憲次君) 後でまた訂正をお配りしますが、それでもよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのようにします。よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第73号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第74号由布市川西農村健康交流センター条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第75号由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

市長（首藤 奉文君） 議員の皆様、連日、お世話でございます。きょうまた追加議案の御承認いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました追加議案につきましては、指定管理者の指定をするものでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 118 号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定につきまして、議案第 119 号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について及び議案第 120 号の由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定については、各施設とも生産団体や農村女性団体と委託契約を締結し、管理運営を行ってきたところでございますが、指定管理者制度の導入に伴いまして、これまでどおりの委託団体に、施設設置の目的に従い、今後も管理運営を行うことで了解を得られましたので、指定管理者の指定を行うものでございます。

次に、議案第 121 号の内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

先ほど、議案第 80 号で、指定管理者制度の導入に関する議決をいただきましたので、内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定を行うためのものでございます。

以上、追加議案の提案理由の説明をさせていただきました。

何とぞ慎重なる審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当部課長に、各議案について順次詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。議案第 118 号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について御説明をいたします。

先ほど市長が御説明をしたように、陣屋市場は、長年、婦人団体による運営がなされておりました。今日まで黒字経営で来ているものでございます。

指定の管理者は、陣屋市場組合代表者、安部末子さんでございます。指定管理の期間が、18 年の 9 月 1 日から 22 年の 3 月 31 日までということになっております。指定の条件といたしまして、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う、2 として、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しを、または停止を行うということでございます。

提案理由といたしましては、由布市里の駅陣屋市場の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものでございます。

次に、議案第 119 号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

これは、由布市川西地域特産加工センターと川西の温泉施設、この 2 つのことを指しております。

議長（後藤 憲次君） 再開します。

これより各議案について質疑を行います。

まず、日程第6、議案第118号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題として質疑を受けます。質疑ありませんか。はい、どうぞ、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村です。ほかの4件にも通じるんですけど、この指定条件の中の2番目ですね、「指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う」と、まあ、この文言に対しまして、そのチェック機関と申しますか、そういう第三者的なものをつくるのかつくらないのか、まあ、だれがこういうふうな判断基準を下すのか、その辺をちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 19番、吉村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

施設の管理状況につきましては、定期的に管理者である市長の方に報告を出させるようにしております。業務内容等でございます。その内容を担当課でチェックをいたしまして、そこで法令等違反があった場合は、管理者である市長が判断して、停止または癩癩停止の処分をすることができるようになっております。

なお、指定管理を取り消す場合については、また選定委員会等、そういった部局に諮りながら判断した上で、最終的には、市長が判断し、決定するようになっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 状況はわかったんですけども、まあ、こうした場合ですね、やはり第三者が、その協定書に基づいた運営がなされておるかということ、そうした目でやはり見るということが必要じゃないかなと思うんですね。

そうしないと、やはり、「慣れ」という言葉は大変御無礼かもしれないですけども、そうしたことで、厳しいチェックというのはできないおそれがあるんじゃないかなと危惧するんですけども、その辺の心配がないように、まあひとつ、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） まず、これらのほか、4件みんなそうなんですけど、今回指定管理者を指定しておりますが、これは、事前に、その選定委員会に諮ったんでしょうか。先ほど条例が可決されたんですが、選定委員会で事前に諮って、この指定管理者を指定することにしたのかどうか、まずそこを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えいたします。

直近の指定管理選定委員会は、6月6日に開催をいたしております。この時点では、条例の整備が整っておりませんで、まだ議会での可決をいただけない段階でございました。そういったことで、正式にこの選定委員会での議題としてはかけておりませんが、その他の項目で、今定例議会で条例の制定の可決があった場合には、従前から委託契約してる団体と指定管理による指定管理者制度に移行させたいということを御報告をいたしまして、御承認をいただいたところでございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうしますと、まあ、一応、その他項目で、事前に選定委員会で検討はした結果、この管理者ということですが、議案第118号の説明資料の中でですね、収支計画書が出ておりますけれども、この、様式第3号ですね、この収支計画書を見ますと、特に市場の方の部分は、今後4年間、ずっと赤字の見込み、当期利益がずっと赤字で出されているんですが、今後のその収支計画が赤字前提ということについてですね、これどういうふうな選定、委員会の中の選定とですね、赤字を前提としたことによる指定というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、教えてください。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 選定委員会では、先ほども申し上げましたように、失礼しました、1番議員にお答えします。正式な議題としては掲げておりませんので、その時点では、申請書、そういったものがまだ提出されていない状態で、一応、選定委員会には仕様書等によりまして説明を行ったということで、収支のところについては、選定委員会での審議は行っていません。

ただ、まあ、従前からの管理をお願いしてた団体であるということで、一応、御承認といいますが、御確認をいただいたということでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうするとですね、選定委員会では、申請書のみで、こういう事業計画書を見ないで、一応検討はしたと、じゃ、最終的に、じゃあこういう赤字が予定されているということを前提とした上で、それで指定管理に指定しようという判断はだれが行って、で、そこは、赤字前提のところ指定管理を任せるとのことについての行政判断はどういうふうにとっていらっしゃるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員にお答えいたします。

選定委員会でも申し上げたんですけども、正式に議題とすることができず、その選定委員会に諮るいとまがないということで、最終的には市長の判断で御提案させていただきたいということ

